

- 二、現支部を三方面に分ち各方面より常時闘士一名宛を本部に派遣すること。
- 三、關東釀造労働組合員は十二月二日より日給三分の一宛を爭議費として融出すること。
- 四、各支部は任意適當の方法に依り龜甲萬の「ホイヨット」を徹底せしむること。
- 五、爭議團幹部を左の如く改む。

爭議團長 小岩 井相助
副團長 堀 越 梅 男
同 堀 川 庄 吉

爭議團に於ては印旛郡成田町より糶米二百四十俵を購入した。

五日 會社側は爭議團切崩の一策として爭議團の集合所たる野田劇場主に對し爭議團を立退かしむべく交渉し、更に國粹會員倉持直吉氏をして立退交渉を爲さしめると同時に、又行徳町の第十六工場の罷業工員の集合所たる會社住宅に對しても立退を命じた。尙會社は「出勤催告を發するに當りて」と題する聲明書を頒布し、且、罷業工員伊藤喜功氏外四名に對し懲戒解雇の通知を發した。

六日 會社側は「罷業工員諸君よ醒めて工場に歸れ」或は「爭議の歌」を作成し町内及附近町村に撒布せる外、人夫をして「十二日迄に出勤しなさい」と大書した行燈を背負はし町内を徘徊せしめ工場其他の塲には「十二日迄に出勤しないと懲戒にします」と大書せる大旗を掲揚する等殆ど必死的活動を開始。

尙第十六工場工員石井潔氏外二名に對し工員規定に違反するものとし、本日解雇の通知を發した。

七日 爭議團に於ては最近會社が積極的且つ露骨なる出勤勧告及切崩を開始せるに鑑み之が對抗策として所屬組合各支部に闘士の派遣方を打電し専ら結束の維持に努め、會社最後の悲鳴「聲明書」陣容全く整へる爭議團等の宣傳印刷物を頒布し、會社が遂に解雇せる五名の解雇通知は認めずと爲し一括會社に返戻した。

九日 會社は遂に期限付出勤勧告の通知を發せる九百六十餘名の罷業工員に對し更に本日出勤催告書を發した。

十一日 會社は野田劇場より爭議團を放逐すべく國粹會員の來接を求め立退交渉を爲せるが小泉七三氏の懇請により有耶無耶に終りしが、他方行徳町集合所に對しては人夫を派遣して即刻立退を命じ、之に應ぜざる人夫は屋根及壁を破壊し疊建具其他附屬品を第十六工場内に運搬し全く居住不能に陥らしめたる爲め團員等は止むなく引揚げた。

爭議團に於ては社會民衆黨千葉縣第一支部の應援の下に野田劇場に於て會社糾弾演説會を開催、松岡駒吉氏、片山哲氏等の辯士は會社の態度を糾弾する所があつた。

十二日 會社は第十六工場の作業を開始した。

尙期限付出勤命令を受取る罷業工員等は左記の如く同文を以て會社に同答し與へた。

拜啓先般貴社より十二月十二日迄に出勤せざれば解雇すべしとの裏切勸誘の書狀送達有之候へ共既に其の當初に於て貴社に對し、交渉委員を以て宣言したる通り、而して目下其罷工中に候へば、罷工解決までは斷じて裏切致すまじく候間左様御承知被下度候。

十三日 野田劇場に於ける爭議團事務所立退問題は其後頗る悪化の様相ありしも本日爭議團代表と國粹會員との交渉の結果國粹會より爭議團に轉貸の形式を以て解決を告げた。

會社の期限付出勤命令は何等の効果なかりしが豫定通り工員規定第十七條及同六十四條四號により飯岡直之助氏外四名に對し本日解雇通知を發し、同時に「今回の解雇に就て」と題する印刷物を頒布した。尙會社募集中の臨時職工の懸募者は本日迄に百七十名を得た。

十四日 爭議團に於て印旛郡成田町より糶米二百四十俵を購入した。

大化會員岩田富夫、新井退助の兩氏來野、國粹會の倉持氏と會見し提携し爭議の調停を爲し度しと交渉する所ありたるが倉持氏應せず同氏等は其儘歸京した。

十五日 野田町氷商組合に於ては爭議勃發以來營業不振となり殆んど生活に窮する状態に至りし爲め協議の結果同志三五四名の調印を得て請願書を作成縣廳に提出した。

會社の新工員募集又は裏切者は比較的隣接埼玉縣方面に多く然も其の家族は毎朝野田町へ野菜賣りに來るもの多數あるが、爭議團は是